



2016年12月22日

英語版の邦訳
(訳者 城内)

危険物輸送および化学品の分類および表示に
関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

第32回化学品の分類および表示に関する世界調和 システム (GHS) 専門家小委員会報告書

開催場所：国際連合欧州経済委員会 UNECE (ジュネーブ)

開催日時：2016年12月7日～9日

項目

	段落	頁
I. 参加者	1-6	4
II. 議事次第の採択 (議題 1)	7	4
III. 分類基準および関連した危険有害性の伝達 (議題 2)	8-36	5
A. 第29回、第30回及び第31回小委員会でなされた勧告	8-9	5
1. 第29回、第30回及び第31回小委員会で承認された 修正事項の確認.....	8	5
2. 第2.1章パラグラフ 2.1.1.2 (c)における爆発物の定義.....	9	5
B. GHS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG 小委員会) での作業	10-25	5
1. 可燃性ガスの分類および危険性に関する情報伝達	10-11	5
2. 引火性液体の分類.....	12-13	6
3. 酸化性液体および酸化性固体の試験および判定基準	14	6
4. GHS 文書における試験方法及び判定基準のマニュアルの使用.....	15-17	6
5. GHS 第2.1章の改訂	18-21	7
6. その他の事項.....	22-25	7
(a) 危険物輸送に関するモデル規則第2.8章の 改訂	22-23	7
(b) 易燃性固体の試験方法 (試験 N.1)	24-25	8

C.	粉じん爆発危険性	26-27	8
D.	実際の分類に関する問題	28-30	8
E.	吸引力呼吸器有害性	31	9
F.	ナノマテリアル	32	9
G.	その他	33-36	9
	1. 高圧下の化学品	33-35	9
	2. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法	36	9
IV.	危険有害性の情報伝達に関する課題（議題 3）	37-51	9
A.	小さな包装のラベル	37-38	9
	1. 折りたたみラベルの例	37	9
	2. キットに対する例の開発	38	10
B.	附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化	39-44	10
	1. 非公式コレスポネンスグループの作業	39-41	10
	2. 医学的アドバイス/処置に関する注意書き	42-44	10
C.	その他	45-51	11
	1. 附属書 4 の A4.3.14.7 の修正	45	11
	2. 附属書 4 の A4.3.3.2.3 の修正	46-48	11
	3. 附属書 3 の 5 節における注意書きの例	49	11
	4. SDS における情報の提示方法	50-51	11
V.	GHS の実施（議題 4）	52-63	12
A.	GHS に従って分類した化学品リストの開発	52-53	12
B.	実施状況報告	54-61	12
	1. 世界での実施状況に関する情報	54	12
	2. カナダ	55	12
	3. ロシア連邦	56	12
	4. 南アフリカ	57	13
	5. オーストラリア	58-61	13
C.	他の団体及び国際機関との協力	62	13
D.	その他	63	13
VI.	GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 5）	64	14
	殺虫剤の分類および表示に対する GHS の適用に関するガイダンス	64	14
VII.	能力強化（議題 6）	65	14
VIII.	次期 2017-2018 作業計画（議題 7）	66-67	14
IX.	ECOSOC 決議案 2017/...（議題 8）	68	14
X.	次期 2017-2018 役員を選出（議題 9）	69	15
XI.	その他（議題 10）	70	15
XII.	報告書の採択（議題 11）	71	15

附属書

I.	GHS 改訂第 6 版に対する修正案 (ST/SG/AC.10/30/Rev.6)	16
II.	試験および判定基準マニュアル改訂第 6 版に対する修正案 (ST/SG/AC.10/11/Rev.6)	21
III.	2017-2018 の小委員会の作業計画	22

I. Attendance

1. 第 32 回 GHS 専門家小委員会が、議長 Ms. M. Ruskin (United States of America) および副議長 Mr. Robin Foster (United Kingdom) で、2016 年 12 月 7 日～12 月 9 日に開催された。
2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した : Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Finland, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, Poland, Portugal, Qatar, Republic of Korea, Russian Federation, South Africa, Sweden, United Kingdom and United States of America.
3. 経済社会理事会の手続き規則 72 に基づき、以下の国々がオブザーバーとして参加した : Malta 及び Switzerland 。
4. United Nations Institute for Training and Research (UNITAR) の代表も参加した。
5. 以下の政府間機関も参加した : European Union 及び Organization for Economic Co-operation and Development (OECD).
6. 以下の NGO (non-governmental organization) の代表がそれぞれの関連する事項について議論に加わるために参加した : American Cleaning Institute (ACI); Australian Explosives Industry and Safety Group Incorporated (AEISG); Compressed Gas Association (CGA); Croplife International; Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Chemical Industry Council (CEFIC); Federation of European Aerosol Associations (FEA); Grain and Feed Trade Association (GAFTA); Industrial Federation Paints and Coats of Mercosul (IFPCM); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Bulk Terminals Association (IBTA); International Council of Chemical Associations (ICCA); International Council of Mining and Metals (ICMM); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Institute of Makers of Explosives (IME); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); and Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI).

II. 議事次第の採択 (議題 1)

- 文書 : ST/SG/AC.10/C.4/63 (Provisional agenda)
ST/SG/AC.10/C.4/63/Add.1 (List of documents and annotations)
- 非公式文書 : INF.1, INF.2 (List of documents)
INF.7 (Provisional timetable and calendar of meetings of GHS informal working groups)

7. 小委員会は、INF.1 から INF.44 を考慮して、事務局が用意した暫定議題を修正して採択した。

III. 分類基準および関連した危険有害性の伝達（議題 2）

A. 第 29 回、第 30 回及び第 31 回小委員会でなされた勧告

1. 第 29 回、第 30 回及び第 31 回小委員会で承認された修正事項の確認

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2016/11 (Secretariat)

8. 小委員会は、ST/SG/AC.10/C.4/2016/11 にある 3.1 章及び 3.7 章（フランス語版のみ）、3.4 章、3.6 章、3.8 章、そして 3.10 章における健康有害性の定義に関する編集上の修正を確認した。したがって 1.2 章の定義においても必要に応じて適切に修正されなければならないことが指摘された（附属書 I 参照）。

2. 第 2.1 章パラグラフ 2.1.1.2 (c)における爆発物の定義

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2016/14 (AEISG)

非公式文書： INF.36, item 1 (Secretariat)

9. 小委員会は、TDG 小委員会が国連モデル規則のパラグラフ 2.1.1.1 (c) における爆発物の定義に対する訂正を承認した事に注目し、これに関連した GHS におけるパラグラフ 2.1.1.2 (c)および表 2.1.1 注記 b の訂正に合意した（附属書 I 参照）。

B. GHS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG 小委員会) での作業

1. 可燃性ガスの分類および危険性に関する情報伝達

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2016/12 (Belgium, Japan)

非公式文書： INF.9 and INF.18 (Belgium, Japan)
INF.11 and INF.36, item 2 (Secretariat)
INF.20 (EIGA)

10. INF.1.8 の表 A1.2 への新しい注記に対するオプションに関して、国連モデル規則で規定されているので、GHS の附属書 1 の表では輸送条件に関する側面に言及すべきではないと多くの専門家が考えた。出されたコメントに照らし、小委員会では追加的な注記は不要であると結論した。GHS 附属書 1 の表が輸送の絵表示および関連情報と整合しているか確認すべきであるとの意見も出された。小委員会は、附属書 1 から 3 の改善に関する非公式コレスポネンスグループに対して、この問題について検討するように要請した。

11. 小委員会は、INF.11 によって修正された ST/SG/AC.10/C.4/2016/12、INF.20 パラグラフ 3 に示されている GHS パラグラフ 2.2.5 の可燃性ガス混合物の分類例の訂正、および INF.18 にある表 A1.2 を注記 b を削除して採択した（附属書 I 参照）。

2. 引火性液体の分類

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2016/13 (Germany)

非公式文書： INF.36, item 3 (Secretariat)

12. 小委員会は、2.6.4.2.2 の導入文章およびそれに関連した試験方法及び判定基準のマニュアル附属書 6 パラグラフ 4.1 の修正を承認した（附属書 I 参照）。

13. 2.6.2 節の注記 2 および判定論理の脚注に対する修正提案に関して何人かの支持があった。しかし小委員会では検討したもののすべてのコメントを調整し、何人かの代表の懸念に対応する方法について合意することができなかった。変更および他の提案された解決方法について検討するためにはさらに時間が必要であり、これは次期 2 年間に継続するべきであるとされた。

3. 酸化性液体および酸化性固体の試験および判定基準

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2016/15 (France)

非公式文書： INF.36, item 4 (Secretariat)

14. 小委員会は、TDG 小委員会が ST/SG/AC.10/C.4/2016/15 の提案 1 から 4 に従った試験方法及び判定基準のマニュアルの修正に合意したことに注目し、この決定に同意した。提案 5 に従って TDG 小委員会が次期 2 年間にこの課題について作業を続けるであろうことも注目された。

4. GHS 文書における試験方法及び判定基準のマニュアルの使用

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2016/16 (Chairman of the Working Group on Explosives)

非公式文書： INF.5 and Adds 1-5 (Chairman of the Working Group on Explosives)
INF.10 (Germany)
INF.14 (United States of America, Canada)
INF.21 and INF.36, item 5 (Secretariat)

15. 小委員会は、これまでの進展に注目し、INF.36 附属書 II の修正および INF.21 の訂正に関して TDG の決定に同意した。小委員会は、GHS を勘案した試験方法及び判定基準のマニュアルの見直しに関する作業の継続を全面的に支援し、次期 2 年間にこれが終了することに期待した。

16. GHS に関連した試験方法及び判定基準のマニュアルに対するこれ以上の修正は、GHS 第 2.1 章の改訂が終了するまで延期すべきであると考えた専門家がいた。このようには考えない専門家もいた。小委員会は、この問題は次期 2 年間に対応できると結論した。

17. GHS 小委員会の専門家は、輸送以外の関連する分野において GHS の側面に適切に対応されるように、この問題に関する爆発物作業班の作業に参加するように要請された。興味のある専門家は爆発物作業班のチェア Mr. Ed de Jong (Netherlands) に連絡するように求められた。

5. GHS 第 2.1 章の改訂

非公式文書： INF.8 and INF.41 (Sweden)
 INF.15 (United States of America)
 INF.36, item 6 (Secretariat)

18. 小委員会は、第 2.1 章の改訂作業が進んでいること、また非公式コレスポンスグループに参加している専門家が爆発物のクラス区分及び関連した危険性情報伝達要素の開発に対して支持を表明していることに注目した。彼らは輸送目的で開発された等級への分類が、爆発の本来的な性質のみならず量あるいは包装のタイプのような要因にも基づいていることを確認した。彼らは提案された新しい区分は期待できるものであり、輸送以外の他の分野の必要性に対応するであろうと考えた。しかし現存の等級への分類が輸送の目的には適当であり、また他の目的でいくつかの法令に使用されていることを考慮すると、GHS からそれを除くことは予期しない影響が起きるであろうことも指摘された。

19. 小委員会は、INF.15 に記載されているように第 2.1 章の改訂が他の側面も考慮するかどうかについての、数人の代表が表明した懸念についても注目した。

20. 小委員会は、スウェーデンの専門家に、他の興味ある専門家と協力しながら、出されたコメントを考慮して次期 2 年間の非公式コレスポンスグループの作業を進めるように要請した。スウェーデンの専門家は非公式作業班の作業に関連するすべての分野からの専門家を必要としていることを繰り返し、検討に参加することに興味あるすべての GHS 小委員会の専門家は彼に連絡するように求めた。

21. 小委員会は、INF.41 のオプションを検討したのち、INF.41 のオプション B に記載されている作業項目も考慮して、非公式コレスポンスグループが ST/SG/AC.10/C.3/2014/79-ST/SG/AC.10/C.4/2014/15 のパラグラフ 10 から 13 にある委任事項にしたがって作業を続けることに合意した。

6. その他の事項

(a) 危険物輸送に関するモデル規則第 2.8 章の改訂

非公式文書： INF.36, item 7 (Secretariat)

22. 小委員会は、TDG 小委員会が腐食性試験に関する動物実試験の代替方法についてモデル規則の第 2.8 章の規定をさらに GHS に合わせる作業を終了したことに納得した。小委員会はまた以下に注目した：

- (a) GHS の希釈に関するつなぎの原則への修正は、協同効果および希釈液として腐食性物質を使用する可能性により、そのままとした；
- (b) GHS の加算方法は、輸送条件を規定する輸送関連法令で使用されている包装グループの割り当てに対しては適用できない。それゆえ成分の濃度に基づいた新しい計算方法が包装グループの割り当てに使用されるであろう；さらに
- (c) 混合物の成分の腐食性に関する情報は混合物の pH よりもより良い指標と考えられるために、分類の判定基準に pH を使用することは採用されなかった。

23. 小委員会は、上記 (a) から (c) にあげられた課題に対する解決が他の分野にも適用可能かどうかを検討するよう、TDG 小委員会から要請が来ていることに言及した。

(b) 易燃性固体の試験方法 (試験 N.1)

非公式文書： INF.36, item 8 (Secretariat)

24. 小委員会は、TDG 小委員会が「試料の全長」の意味を明確にするために試験 N.1 の修正を採択したことに注目した。これを試験で使用される型の長さと考えた専門家や“timing zone” (すなわち燃焼速度が測定される長さ) と考える専門家もいた。TDG 小委員会は、文章が“timing zone”に言及していることを確認し、さらなる誤解を回避するために試験条件の中に正確な長さを含めることに合意した。

25. この明確化は GHS にとっても有用であると考え、小委員会は、GHS の第 2.1 章パラグラフ 2.7.2.2 の該当箇所を変更することに合意した (附属書 I 参照)。

C. 粉じん爆発危険性

非公式文書： INF.23 (United States of America)

26. 小委員会は、非公式コレスポネンダグループが INF.23 パラグラフ 8 に記載されている作業計画にしたがって作業を続けることに合意した。

27. 非公式コレスポネンダグループが、2016 年 12 月 8 日に開催された会議で、米国およびカナダの適用法令で規定される可燃性粉じんに対するラベルの要求事項についてまとめ、検討したことが注目された。この検討は、これらの国々で粉じんが船積みされる化学品や加工され粉じんとなる化学品に対して、ラベル要素がどのように適用されるのかについてよりよく理解することに結びついた。非公式コレスポネンダグループは、この情報により附属書案 (危険性情報伝達に関する補足情報の節) に何を記載するかを決めることができると考えた。小委員会は、非公式コレスポネンダグループが INF.23 の附属書案の検討を始め、第 33 回会合に間に合うように正式提案を仕上げる予定であることに注目した。

D. 実際の分類に関する問題

非公式文書： INF.35 (European Union)
INF.39 (United States of America)

28. 小委員会は、実際の分類に関する問題非公式コレスポネンダグループに対して、INF.35 パラグラフ 6 で提起された問題について検討するよう委任した。

29. 米国の専門家は、小委員会に、12 月 7 日 (水) の会議で、非公式コレスポネンダグループは次期 2 年間の作業計画の項目を検討し、つなぎの原則の適用に関して検討を続けると報告した。

30. 小委員会は、INF.39 にある非公式コレスポネンダグループの委任事項について合意した。

E. 吸引性呼吸器有害性

31. 本課題は議題 7 で検討した。

F. ナノマテリアル

非公式文書： INF.27 (France)

32. 小委員会は、非公式コレスポネンスグループによる進捗情報に注目し、INF.27 パラグラフ 9 に提案されている次期 2 年間の作業計画に合意した（附属書 III 参照）。フランスの専門家は、興味のある専門家は非公式コレスポネンスグループの作業に参加するよう繰り返した。

G. その他

1. 高圧下の化学品

非公式文書： INF.26 (CEFIC, EIGA)
INF.28 (EIGA)

33. 小委員会は、高圧下の化学品の分類および表示が次期 2 年間に対応する必要がある課題であることに合意した。

34. 「高圧下の化学品」に対して新しい別の章を開発すべきであるとする専門家がいた。「高圧下の化学品」の分類と表示を取り込むように、エアゾールに関する既存の第 2.3 章を変更できると考える専門家もいた。INF.26 の提案に関していくつか追加的なコメントがあり、それらについて CEFIC 及び EIGA と共有したいと申し出た専門家もいた。

35. 小委員会は、提案者には出されたコメントを考慮するように求め、さらに新しい規定の立ち位置（すなわち新しい章あるいは既存の第 2.3 章の改訂）に関する決定は、CEFIC 及び EIGA が主導する非公式コレスポネンスグループによって提案がさらに進展するまで延期した。

2. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法

36. 小委員会は、この問題に関する作業は第 31 回会合での非公式コレスポネンスグループの作業に関する委任事項の採択から始まったことに言及した。グループは皮膚刺激性/腐食性に関する既存のガイドラインの精査を始めたこと、そして 4 つの *in vitro* 試験ガイドラインが選ばれたことが言及された。GHS の中でこれらの試験ガイドラインへの参照を含める最良の方法を決めるために、作業はグループ内で継続されている。非公式コレスポネンスグループは小委員会に対して第 33 回会合でその進捗について報告するであろう。

IV. 危険有害性の情報伝達に関する課題（議題 3）

A. 小さな包装のラベル

1. 折りたたみラベルの例

文書： ST/SG/AC.10/C.3/2016/19 (CEFIC)

37. 小委員会は本文書の附属書に提案されている例を修正なしに採択した（附属書 I 参照）。

2. キットに対する例の開発

非公式文書： INF.19 (CEFIC)

38. 小委員会は、小さな包装のラベルに関する非公式コレスポネンスグループが INF.19 を精査し、キットに対する例の開発を継続していることに注目した。次期 2 年間の作業計画に関して、CEFIC の代表は、非公式コレスポネンスグループはキットの例の開発を完了し、GHS の附属書 7 に含める追加的な例の必要性について評価し、もし適当であればその開発に着手するつもりであると述べた。

B. 附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化

1. 非公式コレスポネンスグループの作業

文書： ST/SG/AC.10/C.3/2016/17 (United Kingdom)

非公式文書： INF.3 and Adds. 1 and 2 (United Kingdom)
INF.12 and INF.12/Rev.1 (United Kingdom)

39. 小委員会は、追加的な訂正を行い ST/SG/AC.10/C.3/2016/17 にある修正を採択した（附属書 I 参照）。

40. 英国の専門家は小委員会に、非公式コレスポネンスグループは今会合の議題を精査し、INF.12 に基づいた次期 2 年間の作業計画について検討したと報告した。AISE および事務局による追加的な提案、そして ST/SG/AC.10/C.4/2016/20 で提起されている問題に対応するための小委員会からの要望などを勘案して、非公式コレスポネンスグループは INF.12/Rev.1 に反映されているようにこれらを次期 2 年間の作業計画に含めることに合意した。

41. 小委員会は、INF.12/Rev.1 にある非公式コレスポネンスグループの作業計画に同意した。

2. 医学的アドバイス/処置に関する注意書き

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2016/20 (European Union)

非公式文書： INF.13 (United Kingdom)
INF.34 (United States of America)

42. “medical advice” と “medical attention” は、緊急に対する警告あるいは重篤に対する非重篤のように、有害性の酷さと対応の違いに応じたものであるため、その区別は保持されるべきであると考えた専門家もいた。また、“advice” と “attention” はメッセージを十分には伝えていないので、注意書き文は見直されるべきと考えた専門家もいた。

43. さらなる検討の後、小委員会は“medical advice”および“medical attention”の現状での注意書き P313, P314 および P315 への割り当てはケースバイケースで再考の必要があることに合意し、この問題に関する検討は附属書 1 から 3 の改善に関する非公式コレスポネンスグループに委任した（パラグラフ 40 も参照）。

44. 欧州連合の代表は、ST/SG/AC.10/C.4/2016/20 で提起された不統一はそのままなので、現状 P313, P314 および P315 に適用される条件はすべての言語版に統一的に導入されるわけではないと述べた。

C. その他

1. 附属書 4 の A4.3.14.7 の修正

文書： ST/SG/AC.10/C.3/2016/21 (ICMM)

非公式文書： INF.37 (United States of America)
INF.43 (Secretariat)

45. 小委員会は、追加的な訂正と INF.43 による修正を行って ST/SG/AC.10/C.3/2016/21 にある提案を採択した（附属書 I 参照）。

2. 附属書 4 の A4.3.3.2.3 の修正

非公式文書： INF.17 (CEFIC)

46. 発言した専門家の多くが、INF.17 にある濃度範囲の使用に関係した営業秘密情報についての GHS 規定の解釈に懸念を表明した。多くの専門家は、GHS の 1.4.8 節に記載されているように、GHS では所管官庁が情報の保護に関して彼らが適当だと考える規定を作ることができるようになっていると考えた。

47. GHS の附属書 4、パラグラフ A4.3.3.2.3 にある文章の適用には実際的な困難さがあるとし、これは次期 2 年間で調べるべきであると述べた専門家がいた。

48. 小委員会は、営業秘密情報に関する問題は別にして、パラグラフ A4.3.3.2.3 の文章をさらに洗練させる必要があるかどうかを精査するという提案を検討することは合意した。CEFIC の代表は、将来の議論を容易にするために、INF.17 で提起された問題の記載を精査するように要請された。

3. 附属書 3 の 5 節における注意書きの例

非公式文書： INF.6 (RPMASA)

49. 小委員会は、南アフリカの基準 SABS 0265:1999 が削除されたことを告げられ、GHS 附属書 3 の 5 節にある基準への参照と注意絵表示の削除に合意した（附属書 I 参照）。

4. SDS における情報の提示方法

非公式文書： INF.32 (RPMASA)

50. 小委員会は、カナダおよび米国では SDS の小項目に番号が付けられているが、求められてはいないことに注目した。欧州連合では小項目に番号をつけることが期待されていることにも注目した。小委員会としては、この点に関して、どのように GHS を導入するかは所管官庁の責任であるという立場であった。

51. RPMASA の代表は、それぞれの国でこの規定がどのように導入されているかについて、専門家からの情報を歓迎すると述べた。

V. GHS の実施（議題 4）

A. GHS に従って分類した化学品リストの開発

文書： ST/SG/AC.10/C.3/2016/18 (OECD)

非公式文書： INF.4 and Adds. 1 to 3 (OECD)
INF.25 (United States of America)
INF.40 (United States of America)

52. 小委員会は、INF.40 パラグラフ 1 から 5 にある非公式コレスポネンスグループの会議の成果に注目した。

53. 小委員会は、いくつかの重要な課題について合意に達した際には非公式コレスポネンスグループによってさらに詳細な作業計画が作成されるという理解に基づいて、INF.40 のパラグラフ 6 に記載されている次期 2 年間の非公式コレスポネンスグループの作業計画に同意した。

B. 実施状況報告

1. 世界での実施状況に関する情報

54. CEFIC の代表は、事務局が提供しているウェブサイト¹の GHS の導入状況の情報に工業界は感謝していると述べ、ウェブページが更新され続けるように、小委員会のメンバーはこれを改訂した関連した進展を事務局に知らせるように要請した。

2. カナダ

非公式文書： INF.30 (Canada)

55. 小委員会は、カナダが 2016 年 12 月 2 日に Requirements of the Hazardous Products Act and the Hazardous Products Regulations に関する技術指針を発行したことに注目した。この技術指針は製造業者や輸入業者が新しい GHS に基づいた Workplace Hazardous Materials System of Classification and Labelling of Chemicals (WHMIS 2015) を順守することを支援するであろう。

3. ロシア連邦

非公式文書： INF.31 (Russian Federation)

56. 小委員会は、2016 年 10 月 7 日に Government Decree No.1019 を通して技術規則である“on the safety of chemical products” が採択されたことに注目した。この規則により試験方法、分類基準および危険有害性情報伝達要素に関する GHS に基づいた国家基準(GOSTs)が強制となった。移行期間の終わりは 2021 年 7 月 1 日であり、製造業者や供給業者は新しい規制に適用できるであろう。

¹ http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/implementation_e.html

4. 南アフリカ

57. 小委員会は、法令の幾つかが開発の最終段階にあり、開発作業および GHS の導入計画の更新が継続していることに注目した。能力強化および意識向上活動において化学品管理に責任のある政府関係機関の関与も報告された。

5. オーストラリア

58. 小委員会はオーストラリアが、作業場での化学品に対する分類および危険有害性情報伝達についての要求事項に関して、GHS 改訂第 3 版を導入したことに注目した。6つの州および地域が Work Health Safety (WHS) Regulations (2011)を通して GHS を導入している。2017年には他の3つの法令で導入が予定されている。これらの州では他の法令を通してすでに GHS が承認されていることも述べられた。

59. WHS Regulations では、消費者製品、人の治療薬、化粧品、洗面用品および獣医用化学品は GHS のラベル要求事項からは外されている。Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority (APVMA) に登録されている殺虫剤も部分的に GHS ラベル要求事項から外されている（すでに認可された APVMA ラベルでない場合には、危険有害性情報や注意書きのみが要求される）。

60. 移行期間（2012年1月1日から2016年12月31日）には、製造業者および輸入業者は分類、ラベルおよび SDS に関して GHS でもあるいは以前の有害物質および危険製品に基づいた分類システムを使用してもよい。2016年12月31日後は作業場化学品の製造業者および輸入業者は GHS にしたがって分類しなければならず、ラベルや SDS はそれに従って更新さなければならない。2017年1月1日以前に製造されあるいは輸入され、その時点で正しくラベルされている場合には、供給業者は2017年1月1日を過ぎて手元にあったストックを他の作業場に供給し続けても良い。供給業者は当該日に入手できる GHS に準拠した SDS を持っている必要がある。危険有害な化学品の使用者には、非 GHS ラベルのストックについてラベルの貼り直しや廃棄は要求されていない。

61. 小委員会は、採択に関する時間的枠組みは定められていないものの、GHS 改訂第 6 版の採択に関して政策合意は得られていることに注目した。オーストラリアの専門家は、GHS の導入の進捗に関して小委員会次期会合で報告すると述べた。

C. 他の団体及び国際機関との協力

62. 本議題での文書は提出されていないので、検討はされなかった。

D. その他

63. 本議題での文書は提出されていないので、検討はされなかった。

VI. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 5）

殺虫剤の分類および表示に対する GHS の適用に関するガイダンス

非公式文書： INF.24 (Secretariat)

64. 小委員会は、殺虫剤の分類および表示に関する FAO または WHO のいくつかのガイドラインが、GHS の規定を考慮して、更新されたことに注目した。特に 2016 年に発行された FAO “Guidelines on highly hazardous pesticides”、2015 年に発行された “Guidelines on good labelling practice for pesticides”、さらに 2009 年に発行された “WHO recommended classification of pesticides by hazard and guidelines to classification” は殺虫剤の分類および/または表示に対する GHS の適用について多くの参照を含んでいることが注目される。

VII. 能力強化（議題 6）

非公式文書： INF.29 (UNITAR)
INF.38 (Sweden)
INF.42 (RPMASA)

65. 小委員会は、NF.29, INF.38 および INF.42 に記載されている UNITAR、Swedish Chemicals Agency (KEMI) および RPMASA による GHS の能力強化および意識向上活動注目した。

VIII. 次期 2 年間 2017-2018 作業計画（議題 7）

非公式文書： INF.22 (Germany)
INF.33 (IPPIC)
INF.44 (Secretariat)

66. ICMM の代表は、附属書 9 におけるガイダンスを GHS 第 4.1 章と整合させる作業がほぼ完了したことを確認した。彼はこの課題を 2017-2018 の作業計画に入れておくように小委員会に求めた。小委員会は彼の要望に同意した。

67. 本会合および以前の会合における本議題あるいは他の議題で検討されそして認められた提案に基づき、小委員会は附属書 III にある 2017-2018 の作業計画に同意した。

IX. 経済社会理事会 ECOSOC 決議案 2017/...（議題 8）

非公式文書： INF.16 (Secretariat)

68. 小委員会は、2017 年会合での検討のために経済社会理事会に提出される決議案の B を、サブパラグラフ(c)に編集上の小さな修正を行って、承認した。

X. 次期 2 年間 2017-2018 役員を選出（議題 9）

69. Ms. Maureen Ruskin (United States of America) および Mr. Robin Foster (United Kingdom) が、次期 2 年間（2017-2018）GHS 小委員会のそれぞれ議長及び副議長として口頭による表決で再選された。

XI. その他（議題 10）

70. 小委員会は、次回会合への文書の提出期限を次のように示した：

- 両小委員会（TDG 及び GHS）での検討のための提出文書：2017 年 4 月 7 日
- GHS 小委員会第 33 回会合への文書：2017 年 4 月 14 日

XII. 報告書の採択（議題 11）

71. 定められた慣例に従い、小委員会は事務局により準備された案に基づいて第 32 回会合の報告書を採択した。

附属書 I

GHS 改訂第 6 版に対する修正案 (ST/SG/AC.10/30/Rev.6)

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2016/11 を以下の変更を受けて採択：

第 1.2 章

「呼吸器感作性化学品」の定義に対する修正を以下のようにする：

「呼吸器感作性化学品」の定義を以下のように修正する：

「呼吸器感作性化学品とは、物質または混合物を吸入した後に起きる、気道の過敏反応を起こす物質や混合物をいう。」

第 3.1 章

フランス語版「急性毒性」の定義の修正は英語版には適用しない。

第 3.4 章

3.4.1.1 の修正を以下のようにする：

3.4.1.1 の修正を以下のようにする：

「呼吸器感作性化学品とは、物質または混合物を吸入した後に起きる、気道の過敏反応を起こす物質や混合物である。」

「皮膚感作性とは、物質または混合物と接触した後に起きる、アレルギー反応のことである。」

関連した修正： 関連した脚注 1 の削除およびそれに従った脚注番号の付け直し。

第 3.6 章

3.6.1 の修正を以下のようにする：

3.6.1 最初の文章を以下のように修正する：

「発がん性とは、物質や混合物にばく露した後に起きる、がんを誘発するまたはがんの発生が増加することである。」

第 3.7 章

3.7.1.1 フランス語版の параграфの最初文章の修正は英語版には適用しない。

第 3.8 章

3.8.1.1 の修正を以下のようにする：

3.8.1.1 最初の文章の修正を以下のようにする：

「特定標的臓器毒性－単会ばく露とは物質または混合物にばく露した後に起きる、標的臓器への特異的、非致死毒性である。」

第 3.9 章

3.9.1.1 の修正を以下のようにする：

3.9.1.1 最初の文章の修正を以下のようにする：

「特定標的臓器毒性－反復ばく露とは物質または混合物にばく露した後
後に起きる、標的臓器への特異的毒性である。」

第 3.10 章

3.10.1.3 の修正を以下のようにする：

3.10.1.3 3.10.1.2 と番号を付し、以下のように修正する：

「吸引性呼吸器有害性とは物質または混合物にばく露した後におきる、
化学肺炎、肺障害または死のような重篤な急性影響である。」

ST/SG/AC.10/C.4/2016/13、2.6.4.2.2 への修正：変更なしに承認された

(これに伴う試験方法及び判定基準のマニュアル附属書 6 への修正、附属書 II を
参照)

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2016/14、2.1.1.2 (c) および表 2.1.1 注記 b への修正：変更なしに承認された



文書 ST/SG/AC.10/C.4/2016/19 変更なしに承認された

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2016/12 INF.11 の訂正および INF.18 (オプション 1) と
INF.20 (提案 2) により修正され以下のように承認された：

附属書 1

A1.2 を以下のように修正する：

A1.2 可燃性/引火性ガス (判定基準は 第 2.2 章を参照)

分類		表示				危険有害性情報コード		
危険有害性クラス	区分	絵表示		注意喚起語	危険有害性情報			
		GHS	国連モデル規則 ^a					
可燃性/引火性ガス	1A	引火性ガス			危険	極めて可燃性/引火性の高いガス	H220	
		自然発火性ガス			危険	極めて可燃性/引火性の高いガス 空気に触れると自然発火するおそれ	H220 H232	
		化学的に不安定なガス	A			危険	極めて可燃性/引火性の高いガス 空気が無くても爆発的に反応する恐れ	H220 H230
			B			危険	極めて可燃性/引火性の高いガス 圧力および/または温度が上昇した場合、空気が無くても爆発的に反応するおそれ	H220 H231
	1B			危険	可燃性/引火性の高いガス	H221		
	2	絵表示なし	絵表示なし	警告	可燃性/引火性の高いガス	H221		

^a 危険物輸送に関する国連勧告・モデル規則では、シンボル、番号、および境界線は白でなく黒でもよい。背景色は両者とも赤のままである。

第 2.2 章

2.2.5 の「計算」、3.を以下のように修正する。

3. 成分の合計を 100%にする：

$$\frac{100}{81.35} \times [2\%(\text{H}_2) + 6\%(\text{CH}_4) + 73.35\%(\text{N}_2)] = 2.46\%(\text{H}_2) + 7.37\%(\text{CH}_4) + 90.17\%(\text{N}_2)''.$$

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2016/17、以下の修正を受けて承認された：

A3.3.2.2.2 の文章を以下のように書き換える：

“A3.3.2.2.2 Combinations of precautionary statements can also be useful for different types of hazard where the precautionary behaviour is similar. Examples are P370 + P372 + P380 “**In case of fire: Explosion risk. Evacuate area.**” and P210 + P403 “**Keep away from heat, sparks and open flame and store in a cool well ventilated place.**”

A3.3.2.4.2 (a) の文章を次のように書き換える：

“(a) Where the classification of a substance or mixture triggers several different precautionary statements a system of prioritisation should be applied. P310 “**Immediately call a POISON CENTER/doctor/...**”, should be prioritised over P311-P313; P311 “**Call a POISON CENTER/doctor/...**” over P312 and P313; and where only P312 “**Call a POISON CENTER/doctor/...if you feel unwell**” and P313 “**Get medical advice/attention**” are triggered, P311 “**Call a POISON CENTER/doctor/...**” should be used.”.

Replace the text of A3.3.2.4.2 (b) (i) with the following:

“(i) if P301 and P305 “**IF SWALLOWED:**” and “**IF IN EYES:**” are triggered with P313 “**Get medical advice/attention**”, and P312 “**Call a POISON CENTER/doctor/...if you feel unwell**”, then P301 + P305 + P311 “**IF**

SWALLOWED OR IN EYES: Call a POISON CENTER/doctor/...”, should appear.”.

Replace the text of A3.3.2.4.2 (b) (iii) with the following:

“(iii) if P305 and P302 **“IF IN EYES:”** and **“IF ON SKIN”**, are triggered with P310 **“Immediately call a POISON CENTER/doctor/...”**, P313 **“Get medical advice/attention”** and P314 **“Get medical advice/attention if you feel unwell”**, then P305 + P302 + P310: **“IF IN EYES OR ON SKIN: Immediately call a POISON CENTER/doctor/...”** and P314 **“Get medical advice/ attention if you feel unwell”** should appear separately.”.

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2016/21、追加的な訂正を加えて INF.43 の修正を承認した、以下の通り：

A4.1.14.7 を以下のように修正：

“A4.3.14.7 Transport in bulk according to IMO instruments

This sub-section only applies when cargoes are intended to be carried in bulk according to IMO instruments: e.g., chapter VI or VII of SOLAS⁹ Annex II or Annex V of MARPOL¹⁰, the IBC Code¹¹, the IMSBC Code¹² and the IGC Code¹³ (or earlier versions eGC Code¹⁴ or GC Code¹⁵).

For liquid bulk cargoes, provide the product name (if name is different to that given in A4.3.1.1) as required by the shipment document and in accordance with the name used in the lists of product names given in Chapters 17 or 18 of the IBC Code or the latest edition of the IMO’s MEPC.2/Circular. Indicate ship type required and pollution category.

For solid bulk cargoes, provide the bulk cargo shipping name, whether or not the cargo is considered harmful to the marine environment (HME) according to MARPOL Annex V, whether it is a material hazardous only in bulk (MHB) according to the IMSBC Code, and which Group it should be shipped according to the IMSBC.

For liquefied gas cargoes in bulk provide the product name and ship type according to the IGC Code (or earlier versions, i.e.: EGC Code or GC Code).”.

関連する脚注 9 から 15 を以下のように挿入さらに附属書 4 の脚注も同様に修正する：

⁹ *SOLAS means the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as amended.*

¹⁰ *MARPOL means the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, as amended*

¹¹ *IBC Code means the International Code for the Construction and Equipment of Ships carrying Dangerous Chemicals in Bulk (International Bulk Chemical Code).*

¹² *IMSBC Code means the International Maritime Solid Bulk Cargoes Code, as amended.*

¹³ *IGC Code means the International Code for the Construction and Equipment of Ships Carrying Liquefied Gases in Bulk, including applicable amendments to which the vessel has been certified.*

¹⁴ *EGC Code means the Code for Existing Ships Carrying Liquefied Gases in Bulk.*

¹⁵ *GC Code means the Code for the Construction and Equipment of Ships Carrying Liquefied Gases in Bulk (Gas Carrier Code).”*

第 1.5 章への関連修正

表 1.5.2, 14. 「輸送上の注意」 項目(g) を以下のように修正する：

(g) IMO の方法にしたがったばら積み輸送.

非公式文書 INF.36、附属書 I、B にある提案、以下のように変更なしに採択された：

第 2.7 章

2.7.2.2 パラグラフの最後を以下のように修正する：「...かつ反応が試料の全長（100 mm）に 10 分以内で広がる。」

非公式文章 INF.6 変更なしに採択された：

附属書 3、第 5 節

A3.5.1 “From South African Bureau of Standards (SABS 0265:1999)” および関連
絵表示を削除

附属書 II

試験方法および判定基準マニュアル改訂第 6 版に対する修正案 (ST/SG/AC.10/11/Rev.6)

附属書 6

In paragraph 4.1, at the end of the introductory sentence, delete “(23 °C and 60°C, respectively)”.

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2016/13)

附属書 III

2017-2018 の小委員会の作業計画

1. 分類基準および関連した危険有害性情報伝達、以下を含む：
 - (a) GHS の第 2.1 章（爆発物）の見直し
主導国：スウェーデン
権限/委任事項：小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 21)
 - (b) GHS に関連した試験方法および判定基準のマニュアルの使用法
フォーカルポイント：TDG 小委員会
権限/委任事項：非公式文書 INF.19（第 28 回会合）
 - (c) 水-反応性に対する判定基準 INF.1
フォーカルポイント：TDG 小委員会
権限/委任事項：ST/SG/AC.10/C.4/40（附属書 II）
 - (d) 酸化性液体および酸化性固体の試験
主導国：フランス
フォーカルポイント：TDG 小委員会
権限/委任事項：小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 14)
 - (e) 工業用ニトロセルロースの安定性試験
主導国：ドイツ
フォーカルポイント：TDG 小委員会
権限/委任事項：非公式文書 INF.22（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 67）
 - (f) 粉じん爆発
主導国：米国
権限/委任事項：非公式文書 INF.23（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 26）
 - (g) 健康有害性に関する非動物試験方法の使用
主導国：オランダ及び英国
権限/委任事項：非公式文書 INF.27/Rev.2（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/62, パラグラフ 36）

- (h) 実際の分類に関する問題
主導国：米国
フォーカルポイント：実際の分類に関する問題非公式コレスポнденスグループ
権限/委任事項：非公式文書 INF.39（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 30）
- (i) 吸引性呼吸器有害性
主導機関：IMO および IPPIC
権限/委任事項：非公式文書 INF.33（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 67）
- (j) ナノマテリアル
主導国：フランス
権限/委任事項：非公式文書 INF.27（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 32）

2. 危険有害性情報伝達に関する課題：以下を含む：

- (a) 小さな包装のラベル
主導機関：CEFIC
権限/委任事項：小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 38）
- (b) 附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化
主導国：英国
権限/委任事項：非公式文書 INF.12/Rev.1（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 41）
- (c) 附属書 4、A4.3.3.2.3 の見直し
主導機関：CEFIC
権限/委任事項：小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 48）

3. 導入に関する課題、以下を含む：

- (a) GHS にしたがって分類した化学品リストの開発可能性の評価
主導国：米国
権限/委任事項：非公式文書 INF.40（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 53）
- (b) 国々における GHS の共同的導入の支援および GHS 導入状況のモニター

- (c) GHS に影響を与える化学品管理に関する国際合意および条約に責任のある団体あるいは国際機関との協力

4. GHS 判定基準の適用に関するガイダンス、以下を含む：

- (a) 判定基準の適用を示す例の開発および関連した危険有害性情報伝達に関する問題、必要に応じて

主導国：米国

フォーカルポイント：実際の分類に関する問題非公式コレスポнденスグループ

権限/委任事項：非公式文書 INF.39（第 32 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 30）

- (b) GHS 第 4.1 章と附属書 9（A9.7）および附属書 10 ガイダンスとの整合

主導機関：ICMM

権限/委任事項：非公式文書 INF.25（第 24 回会合）および小委員会第 32 回会合報告書（ST/SG/AC.10/C.4/64, パラグラフ 66）

5. 能力強化、以下を含む：

- (a) 訓練及び能力強化活動の総括
- (b) ガイダンス文書の開発、訓練プログラムに関するアドバイスおよび利用可能な専門家や資源の特定を通して、国連プログラムおよび訓練や能力強化活動を行う特定機関、UNITAR、ILO、FAO および WHO/IPCS などへの支援をおこなう。